

【財政金融委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件、衆議院議員提出1件の合計5件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願12種類94件は、いずれも保留とした。

財政金融

〔法律案の審査〕

まず、銀行法等の一部を改正する法律案は、第151回国会に提出され衆議院で継続審査となっていたもので、最近の事業会社等の異業種による銀行業への参入やインターネット専業銀行やコンビニ等の店舗網にATMを設置するなど銀行業、保険業その他の金融業等を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、銀行等の的確、公正かつ健全な経営を確保しつつ、我が国金融の活性化を図るため、銀行等の株主に関する制度の整備を行うとともに、銀行の営業所に関する規制等について所要の見直しを行うものである。

委員会では、異業種から小規模の銀行を新規に参入させることの意義、業務指針に対するパブリックコメントへの金融当局の回答内容、システムインフラに関する監督及びルール整備等について質されたが、特に、「銀行の主要株主等の基準値をそれぞれ5%超、20%以上の株式所有者とする根拠」については、政府から「既に5%超の株主には証取法上の報告義務が課されており、20%以上についても銀行経営に影響を及ぼし得るものが不当に影響力を行使しないように、企業会計基準における実質影響力基準を認可制の目安」とした旨の答弁があった。

採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

なお、本法律案に対し、「金融機関に対し厳正な監督を行うこと」など3項目の附帯決議が付された。

次に、平成12年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案は、平成13年度の一般会計補正予算の編成に当たり、本年度の国債発行額を30兆円以内にとどめようとする小泉内閣の基本方針を堅持し、公債発行額を1兆7,000億円以下に抑えた上で、歳入の不足を補うための平成12年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金(4,589億円)の処理について、財政法第6条第1項の規定の特例を定めるものである。

委員会では、「補正予算の歳入として剰余金の使用を選択した理由」が質され、塩川財務大臣から「数年かかろうがプライマリーバランスを維持する状態に持っていくという考えで、その第一の基準として30兆円を一つの目標にして予算を編成することとし、足りない部分として剰余金を使用することとした」旨の答弁があった。

採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

次の銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案は、金融システムの構造改革という観点から、銀行等が抱える株価変動リスクを限定し、業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を自己資本の範囲内に制限するとともに、その制限の実施に伴う銀行等による株式の市場売却が円滑に進められるようセーフティーネットとして、銀行等保有株式取得機構を設立するものである。

委員会では、銀行等の株式保有を自己資本のTier I の範囲内に制限する根拠、制限を「当分の間」とした理由等について質されたが、前者については、「自己資本の中でも最もコアな部分であるTier I と同額を上限として規制するのは、理論の問題というより一種の政策」であり、後者については、「パーゼルの銀行委員会の方でリスクウエイトをどうするかという議論がされておりそれを横目で見なければならぬ」との答弁があった。なお、参考人として、慶應義塾大学教授池尾和人君、東京大学大学院法学政治学研究科教授岩原紳作君、全国銀行協会会長山本恵朗君を招致し、意見を聴取した。

採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

次の**租税特別措置法等の一部を改正する法律案**は、証券市場の構造改革に資するため、個人が上場株式等を譲渡する際の課税について、申告分離課税への一本化、税率の引き下げ、譲渡損失の繰越控除制度の導入等を図るとともに、緊急かつ異例の措置として、新規購入額が1,000万円までの要件を満たすなど、一定の上場株式等に係る譲渡益について非課税とする措置等を講ずるものである。

委員会では、今回の証券税制改正のねらいと効果、緊急投資優遇措置導入の是非等について質された。特に、申告制への一本化に伴い、手続の簡素化が望まれていることについて、金融庁が、「証券会社に適格口座を設定して、その中で実譲渡益に対応する税額の徴収をするという、申告不要制度を税制改正要望として出している」旨述べたのに対し、財務省は「我々も簡素な申告ということでは一致しているが、申告不要までは適当でない。いろいろな証券会社の複数の口座間でそれを通算して申告することは一社ではできないこと、そもそも証券会社で本当に所得がわかるのか、など難しい」面があると反論した。

また、本法律案に対しては、民主党・新緑風会から、緊急投資優遇措置を削除すること等の修正案が提出されたが、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

最後の**金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案**は、衆議院議員提出によるもので、金融機関等の不良債権の処理を促進するため、金融機関等から入札により預金保険機構が資産の買取りを行うことができることとし、特定整理回収協定に含まれる事項として、買い取った資産は可能な限り3年を目途に回収又は譲渡その他の処分を行うよう努めること等を追加するとともに、資産の買取価格は時価によるものとするものである。

委員会では、整理回収機構（RCC）の機能拡充の意義とその効果、不良債権の買取価格を時価によるものとした理由、不良債権買取りに伴う「二次損失」発生懸念、企業再建ファンドの仕組みと企業再生スキームの実効性等について質疑が行われたが、特に、整理回収機構の入札参加がサービサー等の民業圧迫になるのではないかと問いが集中した。これに対し、発議者は、「今まで相対取引以外は認められていなかったが、我々は金融機関の不良債権売却の受け皿としてRCCを強化しようと考えた。入札についてもそれぞれのサービサーがRCCも含めて値決めをして入札するわけだから、結果としてRCCが落とすのか民間が落とすのか二通りあってしかるべきだし、企業を再生するという新しい機能も入れた」と主張した。なお、参考人として、明海大学経済学部教授高月昭年君、弁護士村松謙一君、メリルリンチ日本証券調査部シニアアナリスト山田能伸君を招致し、意見を聴取した。

採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

〔国政調査等〕

10月16日、去る6月5日に国会に提出された日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について、参考人速水日本銀行総裁から説明を聴取し、10月18日、同報告に対する質疑が行われ、日本経済のデフレスパイラルの認識の有無、量的緩和政策の実効性、インフレターゲット政策の是非、国債の保有を増やしている日銀の健全性等が問われた。この中で、速水総裁はインフレターゲットについて、「金融政策運営の透明性を高める意味ならばこれからの検討課題として位置付けることは必要だが、現在の我が国の物価動向や金融政策を取り巻く環境を踏まえると、現時点でこれを採用することは適当でない。さらに、デフレの国がインフレターゲットを立てるということは今までも前例がない」と述べた。

また、同日、塩川財務大臣及び柳澤金融担当大臣から財政政策、金融政策等についての発言を聴取した。塩川大臣は、「補正予算の財源は安易な国債増発によるべきではなく、臨機応変の対応を行いつつ、財政の基本である、入るをはかりて出るを制するという精神を堅持し、平成14年度における国債発行額30兆円以下と同様の方針で取り組みたい」と述べた。また、柳澤大臣は、不良債権処理への取組について、「他の分野における構造改革とあわせて推進することにより、遅くとも集中調整期間が終了する3年後には不良債権問題の正常化を図る」と述べた。

さらに、10月25日、両大臣の発言等について質疑が行われ、構造改革と景気対策の優先順位、特別検査の結果の反映方法、中期財政展望の作成時期及び内容、追加補正予算策定の見通し、不良債権処理が経済回復に与える効果とそのプロセス、銀行の審査能力充実の必要性等が問われた。質疑の中で、国債発行30兆円を堅持する理由について、塩川大臣は、「高度経済成長の延長線において景気回復を図ろうとし、それなりの効果があったが、続けても新しい産業の活力が生まれにくい。変化をもたらすため財政上の仕組みもそれに合ったものにしなければならない。そこで、30兆は過去における国債発行の実績上最高額を天井にしたもので、政治的ではあるが、この程度で止めなければ国債の発行を抑制することができない」と説明した。また、3年後の不良債権正常化の意味について、柳澤大臣は、「不良債権の処理と言うと、全部不良債権が無くなるという誤解があるので、不良債権が貸出しに占める割合を4%に近いところにかせるという意味で、正常化と言っている」と発言した。

(2) 委員会経過

○平成13年10月4日（木）（第1回）

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○平成13年10月16日（火）（第2回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁速水優君から説明を聴いた。

○平成13年10月18日（木）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁速水優君、同銀行副総裁藤原作彌君、同銀行理事増淵稔君及び同銀行理事黒田巖君に対し質疑を行った。

○平成13年10月25日（木）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 構造改革と財政政策に関する件、今後の経済見通しに関する件、不良債権の処理に関する件、日本銀行の金融調節に関する件等について塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、竹中経済財政政策担当大臣、尾辻財務副大臣、横内法務副大臣、遠藤総務副大臣、村田内閣府副大臣、木村（仁）国土交通大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。
- 銀行法等の一部を改正する法律案（第151回国会閣法第60号）（衆議院送付）について柳澤金融担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年10月30日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 銀行法等の一部を改正する法律案（第151回国会閣法第60号）（衆議院送付）について柳澤金融担当大臣、塩川財務大臣、村田内閣府副大臣、尾辻財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君、同銀行政策委員会審議委員中原眞君、同銀行理事黒田巖君及び同銀行政策委員会審議委員田谷禎三君に対し質疑を行った。

○平成13年11月1日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 銀行法等の一部を改正する法律案（第151回国会閣法第60号）（衆議院送付）について柳澤金融担当大臣、塩川財務大臣、尾辻財務副大臣、植竹外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（第151回国会閣法第60号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由、無会
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成13年11月6日（火）（第7回）

- 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について柳澤金融担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年11月8日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について柳澤金融担当大臣、塩川財務大臣、村田内閣府副大臣、尾辻財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成13年11月13日（火）（第9回）

- 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について参考人慶應義塾大学経済学部教授池尾和人君、東京大学大学院法学政治学研究科教授岩原紳作君及び全国銀行協会会長山本恵朗君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年11月15日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成12年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について塩川財務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、尾辻財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第23号）賛成会派 自保、公明
反対会派 民主、共産、社民、自由
欠席会派 無会

○平成13年11月20日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について柳澤金融担当大臣、塩川財務大臣、村田内閣府副大臣、村上財務副大臣、政府参考人及び参考人預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第2号）賛成会派 自保、公明、無会
反対会派 民主、共産、社民、自由

- 租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年11月22日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、尾辻財務副大臣、村田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第21号) 賛成会派 自保、民主、公明、無会
反対会派 共産、社民、自由

○平成13年12月4日(火)(第13回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第4号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員相沢英之君から趣旨説明を聴き、同塩崎恭久君、同根本匠君、同金子一義君、同相沢英之君、同石井啓一君、同津島雄二君、同小池百合子君、柳澤金融担当大臣、竹中経済財政政策担当大臣、村田内閣府副大臣、横内法務副大臣、政府参考人及び参考人株式会社整理回収機構代表取締役社長鬼追明夫君に対し質疑を行った。

○平成13年12月5日(水)(第14回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第4号)(衆議院提出)について参考人明海大学経済学部教授高月昭年君、弁護士村松謙一君及びメリルリンチ日本証券調査部シニアアナリスト山田能伸君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年12月6日(木)(第15回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第4号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員津島雄二君、同塩崎恭久君、同谷口隆義君、同根本匠君、柳澤金融担当大臣、塩川財務大臣、村田内閣府副大臣、政府参考人、参考人株式会社整理回収機構代表取締役社長鬼追明夫君、預金保険機構理事長松田昇君及び日本政策投資銀行総裁小村武君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(衆第4号) 賛成会派 自保、公明、無会
反対会派 民主、共産、社民、自由

- 請願第16号外93件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、その制限の実施に伴う銀行等による株式の処分の円滑を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

銀行等とは、銀行、長期信用銀行、農林中央金庫又は信用金庫連合会をいう。

2 銀行等による株式等の保有の制限

(1) 銀行等及びその子会社等は、当分の間、株式その他これに準ずるもの（以下「株式等」という。）については、合算して、その自己資本に相当する額（以下「株式等保有限度額」という。）を超える額を保有してはならない。ただし、合併その他の政令で定めるやむを得ない理由がある場合には、あらかじめ主務大臣の承認を得て、当該株式等保有限度額を超える額の株式等を保有することができる。

(2) 銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社についても(1)を準用する。

3 銀行等保有株式取得機構

(1) 2の規定の実施に伴い、銀行等の保有株式の短期間かつ大量の処分により、株価の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないようにするため、銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）を設立し、銀行等の保有株式の買取り等の業務を行わせ、銀行等による株式の処分の円滑を図る。

(2) 機構は、一を限り設立される認可法人とするほか、機構の設立、解散及びその他機構の運営に関する所要の規定を設ける。

(3) 機構の会員の資格を有する者は、銀行等に限る。また、機構に役員を置くほか、運営委員会を設置する。

(4) 機構は、会員の保有する株式の買取り並びに当該買い取った株式の管理及び処分、会員の保有する株式の売付けの媒介、拠出金及び手数料の収納及び管理、並びにこれらの業務に附帯する業務を行うとともに、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、信託銀行等に対し、その業務の一部を委託できる。

(5) 株式の買取り及び株式の売付けの媒介は、平成18年9月30日まで行うことができる。

(6) 株式の買取り（買い取った株式を直ちに処分することが予定されているものとして政令で定める株式の買取りを除く。以下「特別株式買取り」という。）は、上場株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式であること等の要件を満たしている場合に限られる。

(7) 機構の会員は、機構に対し、拠出金（当初拠出金）を納付しなければならない。当該拠出金の総額は、100億円を下回ってはならない。また、特別株式買取りの申込みをした会員は、当該株式の買取価額の8%を、機構に対し、拠出金（売却時拠出金）として納付しなければならない。

(8) 機構は、特別株式買取りに係る業務を経理する勘定（特別勘定）とそれ以外の業務

を經理する勘定（一般勘定）を設け、区分經理を行う。また、特別株式買取りとして買い取った株式をすべて処分したときは、特別勘定を廃止し、特別勘定に属する資産及び負債を一般勘定に帰属させる。

(9) 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関から資金の借入れ又は債券の発行ができる。また、政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の借入れ又は債券の発行に係る債務（特別勘定に係るものに限る。）を保証できる。

(10) 内閣総理大臣及び財務大臣による、機構に対する監督、命令及び立入検査に関する規定を設ける。

(11) 機構の解散時において、その債務を弁済してなお残余財産がある場合には、当初拠出金の総額と売却時拠出金の総額の合計額の2倍に相当する額を上限として会員に残余財産の分配を行うほか、その上なお残余財産がある場合には、国庫に納付する。また、債務超過の場合には、政府は、予算で定める金額の範囲内において、その額の全部又は一部に相当する額を補助することができる。

4 その他

(1) 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

(2) 役員等の秘密保持義務等に関して、所要の罰則規定を設ける。

(3) この法律は、2については、平成16年9月30日から施行する。その他の規定については、一部を除き、公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(4) その他関係法律の整備を行うほか、経過措置等に関する規定を設ける。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）

【要旨】

本法律案は、証券市場の構造改革に資するため、個人が上場株式等を譲渡する際の課税について、申告分離課税への一本化、税率の引下げ、譲渡損失の繰越控除制度の導入等を図るとともに、緊急かつ異例の措置として、新規購入額1,000万円までの要件を満たすなど、一定の上場株式等に係る譲渡益について、非課税とする措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 上場株式等に係る申告分離課税の見直し等

上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税を平成14年12月31日をもって廃止し、申告分離課税に一本化するとともに、上場株式等に係る申告分離課税について、以下の見直しを行う。

(1) 上場株式等に係る申告分離課税の税率の引下げ

平成15年1月1日以後に上場株式等を譲渡した場合の申告分離課税の税率を15%に引き下げる。

(2) 長期所有上場株式等に係る暫定税率の特例の創設

(1)にかかわらず、平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に所有期間が1年を超える上場株式等を譲渡した場合の税率を7%とする。この場合において、現

行の公開株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例は、適用しない。

(3) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度の創設

平成15年1月1日以後に上場株式等を譲渡したことにより生じた損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、各年分の株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を認める。

(4) 長期所有特定上場株式等に係る100万円特別控除の特例の延長

所有期間が1年を超える特定の上場株式等に係る譲渡所得の100万円特別控除の特例の適用期限を平成17年12月31日まで延長する。

(5) 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等に係る取得費の特例の創設

平成15年1月1日から平成22年12月31日までの間に譲渡をした上場株式等で平成13年9月30日以前に取得したものの取得費については、平成13年10月1日における価額の80%相当額とすることができる。

2 特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置の創設

この非課税措置の施行の日から平成14年12月31日までの間に購入した上場株式等を、平成17年1月1日から平成19年12月31日までの3年間に譲渡した場合で、購入額の合計額が1,000万円に達するまでのものに係る譲渡益については、所得税を課さない。

3 施行期日

この法律は、平成15年1月1日から施行する。ただし、源泉分離選択課税の廃止及び特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置に係る改正は、公布の日から施行する。

平成12年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第23号）

【要旨】

本法律案は、平成13年度一般会計補正予算（第1号）の編成に当たり、国債の追加発行を極力抑制するとの観点から、平成12年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理についての特例を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 剰余金処理の特例

歳入歳出の決算上の剰余金のうち2分の1を下らない金額は、公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第6条第1項の規定は、平成12年度の剰余金については適用しない。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

銀行法等の一部を改正する法律案（第151回国会閣法第60号）

【要旨】

本法律案は、最近における銀行業、保険業その他の金融業等を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、銀行等の的確、公正かつ健全な経営を確保しつつ、我が国金融の活性化を図るための環境を整備する必要性にかんがみ、銀行等の株主に関する制度の整備を行うとともに、銀行の営業所に関する規定等について所要の措置を講ずるものであり、その主な

内容は次のとおりである。

1 主要株主等に関するルール整備

- (1) 銀行等の発行済株式の5%を超える株式の所有者について、株式所有の届出を行うとともに、原則20%以上の株式の所有者については、主要株主と位置付け、株式取得の目的、財務面の健全性及び社会的信用等に基づいて、あらかじめ認可を受ける。
- (2) (1)の株主に対し、必要な場合における報告等の徴求や立入検査等の監督の仕組みを設ける。
- (3) 銀行等の経営が悪化した場合で、何らかの措置により経営改善が見込まれるときには、50%を超える株式を所有する主要株主に対し、当該銀行等の経営の健全性確保のための措置を求めることができる。
- (4) 銀行等が行うことが禁止されている不利益取引等の規制対象となる特定関係者に主要株主を加えるほか、主要株主等の虚偽報告に対する罰則の整備等を行う。

2 銀行業等における規制緩和

- (1) 銀行の営業所の設置等について、認可制を届出制に改めるとともに、銀行の免許審査における需給調整規定を削除する。
- (2) 銀行業の他業禁止の趣旨を踏まえつつ、普通銀行等の本体での信託業務を解禁する。
- (3) 銀行、保険会社及び協同組織金融機関について、子会社における従属業務と金融関連業務の兼営を認めるとともに、協同組織金融機関の事務所に係る規制の見直しを行う。

3 施行期日

- (1) この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (2) なお、衆議院において本法律案の一部の規定の施行期日について修正がなされた。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 中小企業等に対するいわゆる貸し渋り問題や金融機関経営者の経営姿勢等をめぐり国民の金融機関を見る目が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、公共性を有する金融機関にその自覚を促すとともに、公的資金を注入している金融機関がある事実をも踏まえ、金融機関に対して厳正な監督を行うこと。
- 一 いわゆる「機関銀行化」の弊害を防止するため、特段の注意を払うこと。
- 一 「主要株主」の認可に当たっては、当局の裁量によることなく、事前に判定のルールを明示し、十分な透明性を確保すること。
右決議する。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案 (衆第4号)

【要旨】

本法律案は、最近の社会経済情勢にかんがみ、金融機関等の不良債権の処理を促進するため、金融機関等から資産の買取りに係る入札の実施の広告又は申出がなされた場合に預

金保険機構が資産の買取りを行うことができることとし、特定整理回収協定に含まれる事項として買い取った資産について可能な限り3年を目途として回収又は譲渡その他の処分を行うよう努めること等を追加するとともに、資産の買取価格は時価によるものとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 資産の買取方法の多様化

預金保険機構は、平成16年3月31日までに健全金融機関等から資産の買取りに係る入札の実施の広告又は申出がなされた場合に、入札への参加により健全金融機関等から資産を買い取ることができる。

2 特定整理回収協定に含まれる事項の追加

特定整理回収協定に含まれる事項に次の事項を追加する。

特定協定銀行は、健全金融機関等から買い取った資産についてはその処分方法の多様化に努め、当該資産の性質に応じ、経済情勢、債務者の状況等を考慮し、当該資産の買取りから可能な限り3年を目途として回収又は譲渡その他の処分を行うよう努めること。その際、特定協定銀行は、当該資産に係る債務者の再生の可能性を早期に見極め、その可能性のある債務者については速やかな再生に努めること。

3 資産の買取価格決定方式の弾力化

金融機関等の資産を買い取る場合又は当該資産の買取りに係る入札に参加する場合の価格は、時価によるものとする。

4 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2) その他所要の改正を行う。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（4件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
2	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案	衆	13. 9.28	13. 11. 2	13. 11.20 可決	13. 11.21 可決	13. 10.19 財務金融	13. 10.31 可決	13. 11. 1 可決
○13.11.2 参本会議趣旨説明 ○13.10.19 衆本会議趣旨説明									
21	租税特別措置法等の一部を改正する法律案	衆	10.30	11.14	11.22 可決	11.26 可決	11. 2 財務金融	11. 6 可決	11. 8 可決
○13.11.14 参本会議趣旨説明 ○13.11.2 衆本会議趣旨説明									
23	平成12年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案	衆	11. 9	11.14	11.15 可決	11.16 可決	11. 9 財務金融	11.13 可決	11.13 可決
151 回 60	銀行法等の一部を改正する法律案	衆	3. 6	10.22	11. 1 可決 附帯	11. 2 可決	9.27 財務金融	10.17 修正 附帯	10.18 修正
○13.10.22 参本会議趣旨説明 ○第151回国会 13.6.15 衆本会議趣旨説明									

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯議決

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
4	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案	相沢 英之君 外7名 (13.10.30)	13. 10.31	13. 11.30	13. 12. 3	13. 12. 6 可決	13. 12. 7 可決	13. 11.20 財務金融	13. 11.30 可決	13. 11.30 可決